

IV その他の危機への対応

1. 情報セキュリティインシデント

事例：A学部の公式ホームページを閲覧した学外者から、ホームページを閲覧したPCがウイルス感染させられる状態になっているとの通報が当該学部に入った。A学部の担当者が確認したところ、何者かによる改ざんが行われていることが確認された。

当該ホームページは多くのアクセスが集中する時期であったことから、ウイルスに感染又はウイルス対策ソフトによる警告が発生した閲覧者や関係機関より多数の問い合わせがあった。さらに、ホームページを公開しているサーバ機器より迷惑メールが大量に送信された痕跡があることも判明した。

(1) 初期対応・情報収集

①初期対応・通報連絡

インシデントが発生した該当の機器の使用者本人又は運用担当者は、該当の機器からLANケーブルを抜線する等ネットワークから切断する。

その後、学術情報基盤センターサイバーセキュリティ戦略室（以下、「サイバーセキュリティ戦略室」という。）に通報を行う。サイバーセキュリティ戦略室に連絡がつかない場合等においては各部局等のネットワーク委員に通報する。

②応急処置・被害状況の確認

インシデントが発生した当該部局等の担当者、当該部局のネットワーク専門委員、セキュリティ戦略室は、連携して被害の拡大防止のための応急処置を行った後、被害状況の確認を行う。

③情報の共有

情報企画室員はインシデント事案発生 of 報告を受けた際は最高情報セキュリティ責任者（CISO）、関係理事及び監事へ報告した後、サイバーセキュリティ戦略室と連携し、情報を共有しつつ必要とされる対応（危機管理レベルの判定、専門的な見地からの技術支援、緊急対応策の決定、インシデント情報の記録及び展開）を行う。

最高情報セキュリティ責任者（CISO）はインシデント対応の総括を担当し、情報企画室員から受けた報告内容をまとめ学長へ報告する。

④危機管理レベル判定（別表1参照）

情報企画室は危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（対策本部等の設置など）を検討します。また、危機管理レベル2以上と判断された場合には、情報企画課長は総務企画コンプライアンス推進室に連絡する。

(2) 対応の指揮命令系統

①指揮命令系統（別表2参照）

対策本部、調査委員会等の構成員は別表2のとおりとする。

②被害状況の把握

対策本部は、当該部局の担当者と連絡を密にし、被害状況の確認・把握を行う。また、サイバーセキュリティ戦略室にインシデント事案の調査分析を行うよう指示し、必要な場合は職員を派遣し対応に当たらせる。サイバーセキュリティ戦略室は

教職員へインシデント事案の発生を報告し、二次的被害を防止するよう注意喚起を行う。

③調査委員会設置の判断、メンバーの選定

インシデント事案の状況を踏まえ、その必要を認めた場合、調査委員会を設置し、具体的な委員会メンバーの選定を行う。

④調査委員会での調査

調査委員会では、インシデント事案に関わる全ての情報を収集し、事実関係に基づき原因や問題点を調査・究明するとともに、情報を整理、記録し、報告書としてまとめる。

(3) 学外対応

①報道機関等への対応

インシデント事案の発生について、必要に応じホームページやメディアにより学外へ公表します。報道機関との連絡調整は広報室が行い、取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行う。報道機関等外部からの問い合わせへの対応は情報企画課長が行う。

②文部科学省への報告

最高情報セキュリティ責任者（CISO）の指示により、情報企画室員はインシデントの概要を文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れる。

(4) 事後対策・再発防止

①大学の信頼回復

大学全体で、情報セキュリティポリシーの徹底と意識向上を計り、安全快適なネットワーク環境を構築できる体制を整えるようにする。

②学生・職員への通知

調査委員会の結果報告と大学としての今後の対応策を全学に通知する。

③再発防止策の検討

学生・職員へ情報漏えい防止に関するマニュアル作成や講習会等を開催し、セキュリティ意識向上を図り被害の再発防止を図る。

別表 1

危機管理レベル表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
発生したインシデントに起因し、本学が保有する機密・個人情報等の電子情報が流出（漏えい）、紛失、改ざん等の可能性が低いと判断されるもの。	発生したインシデントに起因し、本学が保有する機密・個人情報等の電子情報が流出（漏えい）、紛失、改ざん等が発生又はそのおそれがあるもの。	本学が保有する機密・個人情報等の電子情報が流出（漏えい）、紛失、改ざん等が発生し、深刻な被害、又は、業務への重大な支障をもたらしている。
情報企画室・サイバーセキュリティ戦略室を中心とする対応	対策本部、調査委員会の設置を検討	対策本部、調査委員会の設置

別表 2

指揮命令系統

名 称	構 成 員	
対策本部	本 部 長：学長 副本部長：最高情報セキュリティ責任者（CISO） 本 部 員：理事（危機管理担当）、関係部局長、事務局長（事務局長を置かない場合においては総務部長）、情報企画課長、関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者	
調査委員会	学術情報基盤センターセキュリティ戦略室 総務企画・コンプライアンス推進室 その他、必要と認められる者	
連絡調整窓口（学内対応）	情報企画課長	
学外対応	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問い合わせ対応：情報企画課長
	文部科学省対応	情報企画課長及び情報企画室員

IV その他の危機への対応

2. 施設の管理不備による事故

事例：多数の教職員、学生が建物の脇を歩行していたところ、建物の壁が多量に崩落し降りかかってきた。
近くを通りかかった職員が複数の教職員、学生が倒れていることを発見した。

(1) 初期対応・情報収集

① 状況把握と初期対応

事故を発見した教職員は、近くにいる者に事故の発生を伝えるとともに助けを求め、当該部局担当係へ事故発生を直ちに知らせます。また、協力して倒れている負傷者を現場周辺から遠ざけ、負傷の程度を確認して保健管理センターへ連絡を行い、可能な応急措置を施す。負傷の程度に応じて救急車（119番）の出動要請を行い、事故の状況に応じて警察（110番）への連絡を行う。

なお、周辺に協力者がいない場合や、新たな事故が発生するような状況にある場合には、二次災害のおそれがあるので単独での救護を見合わせ、事故発生との連絡を優先する。

② 情報の確認と二次災害の防止

連絡を受けた当該部局担当係は、事故現場に急行し初期情報の確認を行い、協力して被害者の救護措置を行う。また、二次災害の防止のため現場周辺への立ち入り禁止の措置を行う。

③ 危機管理レベルの判定（別表1参照）

部局から連絡を受けた施設部企画課長は、速やかに理事（総務担当、財務担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討する。

(2) 連絡体制

① 連絡系統

教職員からの報告を受けた各部局担当係は、初期対応を行い、確認した情報を当該部局の危機管理員（部局長）、事務（部）長に報告するとともに、直ちに企画課長（連絡調整窓口）へ連絡します。また、負傷者が発生した場合には、学生部学生生活課長（負傷者が学生）、総務部人事課長（負傷者が教職員）にも連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（総務担当、財務担当）に報告を行う。なお、事案の内容が危機レベルが2以上と判断された場合には、企画課長は総務企画・コンプライアンス推進室にも連絡を行います。

② 警察・消防署等への連絡

緊急に警察・消防署等に通報する必要がある場合は、事務局の了承を要しないこととし、事後報告を行う。

③ 学生・教職員への連絡

学生及び教職員に対して、二次災害防止のために事故のあった建物周辺に近づかないように各部局の担当係を通じて周知を行う。

④ 被害者の家族等への連絡

2 施設の管理不備による事故

負傷した学生の保護者、教職員の家族等への連絡は、当該学生や教職員の所属する部局の担当係が行うこととし、事故への対応の経過や本人の状況、搬送先などを伝える。

(3) 対策本部

① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

② 状況の把握

関係部署と連絡を絶えず取り、負傷者の有無、程度などの被災状況の把握を行います。

③ 部局等への対応の指示

対策本部は、被害者への対応や事故現場周辺の管理など今後の事故の拡大を防ぐ方法の検討等について、特に必要を認めた場合、関係部局に適切な指示を行う。

(4) 学外対応

① 被害者等への報告・謝罪

被害者及びその家族への見舞い・謝罪等の対応は、原則として建物を管理する部局の部局長等が行うこととするが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応について検討します。

② 報道機関等への対応

事案の発生について、必要に応じてHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関との連絡調整は広報室行い、取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

報道機関等外部からの問い合わせへの対応は企画課長、被害者についての対応は学生生活課長又は人事課長が行います。

③ 文部科学省への報告

理事（総務担当、財務担当）の指示により、施設に関する報告については施設部長又は企画課長が、人的な被害についての報告は学生部長（学生生活課長）、総務部長（人事課長）が文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

① 被害者への対応

当該部局長等は、負傷した学生・教職員を見舞い、本人やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。

また、負傷した学生・教職員やその周囲の学生・教職員でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行うこととし、必要に応じて相談窓口を開設して、被害者の対応にあたります。

② 教職員への周知

教職員に対して発生事例の公表を行うとともに施設の保守・管理に対する意識の改革を喚起します。

③ 再発防止策の検討

事態収束後には、発生事例の原因究明及び分析と並行して学内の危険箇所についての再点検を行うなど、管理体制の見直しを行い、教職員等に対して事故予防策を周知徹底します。

レベル表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>建物の壁の崩落が発生し、人を傷つけるのに十分な量の壁の破片が、人を傷つける可能性が高い場所で落ちている。あるいは、建物の壁の崩落により入院を必要としない軽傷者が発生した。</p>	<p>建物の壁の崩落が発生し、負傷の程度は軽傷であるが、多数の負傷者が発生した。</p> <p>入院を必要とする重傷者が発生した。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事故に関して照会又は取材の申込みがあった。</p>	<p>建物の壁が多量に崩落し、建物自身の安全性が保てない。被害拡大の傾向にある。</p> <p>負傷者が多数であり、大半が重傷者である。または死者が発生した。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせの電話またはメールが多数である。</p> <p>報道機関から事故に関して照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>当該部局による調査 関係者のヒアリング</p>	<p>危機対策本部の設置を検討 被害者相談窓口の設置</p>	<p>危機対策本部の設置 被害者相談窓口の設置</p>

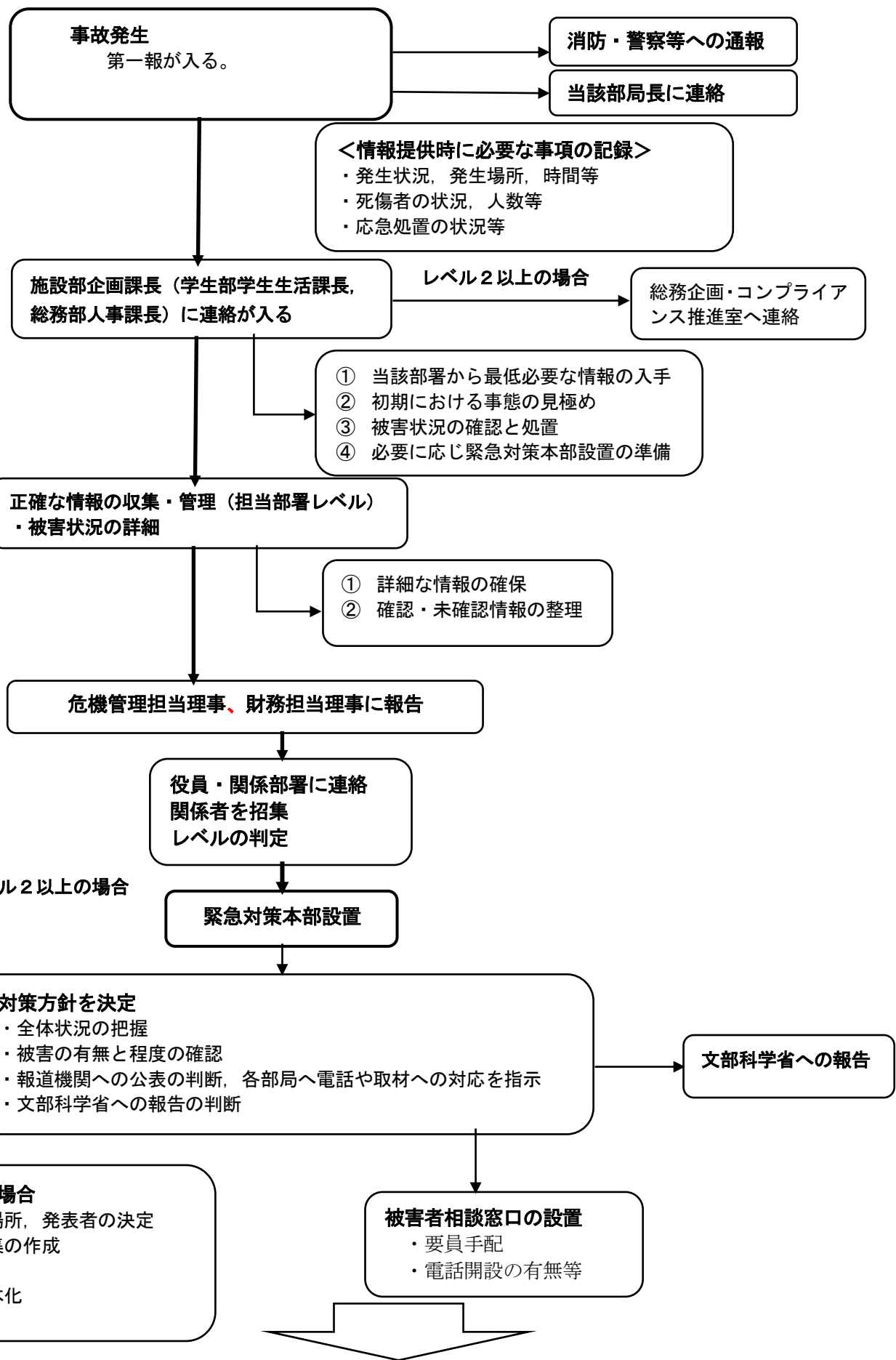
別表2

施設の管理不備による事故時の対応

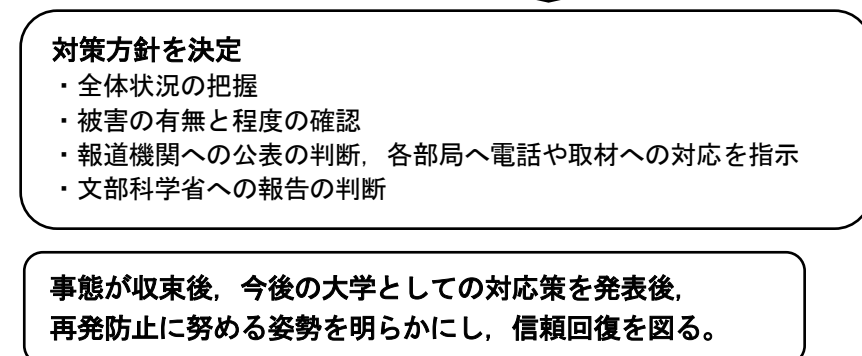
名称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本 部 長：学長 副本部長：理事（財務担当） 本 部 員：理事（危機管理担当） 関係部局長， 施設部長， 企画課長， 建築課長， 設備課長， 関係部局事務（部）， その他必要と認められる者</p>	
被害者相談窓口	<p>学生：学生部学生生活課長 教職員：総務部人事課長 その他学外者：事務局担当課長， 産業医， その他必要と認められる者</p>	
連絡調整窓口（学内対応）	総務部企画課長	
学外担当窓口	報道機関対応	<p>連絡調整：広報室長 問い合わせ対応：企画課長 （学生生活課長， 人事課長）</p>
	文部科学省等対応	<p>施設部長又は企画課長 （学生部長又は学生生活課長， 総務部長又は人事課長）</p>

施設の管理不備による事故発生時の対応

初期段階



次の段階



IV その他の危機への対応

3. 感染症（新型インフルエンザ等）の集団発生

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは抗原性が大きく異なり、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

これに加え、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（以下「感染症等」という。）が発生した場合の発生時における措置及び緊急事態措置等の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特別措置法」という）が平成25年4月に施行されました。

この法律の施行により、文部科学省は、平成18年9月に策定した「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を平成25年7月に改定し、更に具体的かつ効果的な対策を示しております（「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」（以下「文部科学省行動計画」という。））。

鹿児島大学では、平成18年12月、文部科学省行動計画に基づき、学生・教職員等の生命及び健康を保護し、その生活及び本学に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「鹿児島大学における新型インフルエンザへの対応体制等について」という行動計画を策定し、対応体制、対応事項及び対応部署等を明確にしておりましたが、平成19年3月の本危機管理マニュアルの策定にあたり、その他の危機への対応として取り入れ、今回、これら特別措置法の施行及び文部科学省行動計画の改定を受け、本危機管理マニュアルの内容を更新しています。

（発生段階について）

発生段階	状態	
未発生期	感染症等が発生していない状態	
海外発生期	海外で感染症等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で感染症等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 各都道府県で感染症等の患者が発生していない状態 (地域発生早期) 各都道府県で感染症等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、感染症等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 各都道府県で感染症等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	感染症等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

(1) 対応体制

世界のいずれかの国で感染症等の感染が確認されたが、感染集団は小さく限られており、日本国内では発生していない状態から、パンデミックが発生し、国内でも大流行している状況まで、感染症等の発生、感染拡大には、時間的な経緯があることが想定されます。

対応が求められる事柄としても、文部科学省等から示される情報の周知から、大学や附属施設等の封鎖まで、時間的な経緯を重ねて進めていくこととなると思われます。

このことから、鹿児島大学では、対応体制を2段階に分け、主な対応が情報提供や意識啓発である第1段階では、担当課長レベルで迅速に対応できるようにしています。事態が進行し、鹿児島県内で感染症等の感染が発生した場合や、鹿児島県では発生していないが他の県で発生している場合などの第2段階では、学長を本部長とし、関係理事、関係施設等の長、事務局長、関係部長等で構成する対策本部に置いて、文部科学省等からの要請を踏まえて対応を進めることとしています。

【第1段階】（海外発生期の段階）

① 鹿児島大学感染症等対策会議の設置

文部科学省から各大学等に要請がなされ次第、速やかに「鹿児島大学感染症等対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置し、同会議の下で、文部科学省からの要請への対応を行うとともに、状況が悪化した場合に必要な対応事項を洗い出します。

対策会議は、学長（議長）理事（総務担当）、理事（教育担当）、理事（研究・国際担当）、理事（財務担当）、保健管理センター所長、附属病院長、総務部長、学生部長及びその他対策会議長が必要と認める者で構成し、対策会議の事務は、総務課が主管し、関係部課が参画します。

② 感染症等対策担当課長会議の設置

対策会議の下に、感染症等対策担当課長会議（以下「担当課長会議」という。）を設置します。

注意喚起や情報の周知など、比較的事務的対応が可能な事項で、かつ至急に対応する必要がある事項については、担当課長会議において決定し、対策会議に報告することとしています。

担当課長会議は、総務課長、人事課長、教務課長、学生生活課長、国際事業課長及びその他対策会議長が必要と認める者で構成します。

【第2段階】（国内発生早期の段階）

① 感染症等対策本部の設置

文部科学省から各大学等に要請がなされ次第、速やかに「鹿児島大学感染症等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、同本部の下で、文部科学省からの要請への対応を行います。

対策本部の構成は、第1段階の対策会議と同様で、対策本部の事務は、総務課が主管し、関係部課が参画します。

② 担当課長会議の設置

対策本部の下に、引き続き、担当課長会議を設置し、必要な対応事項について検討します。担当課長会議の構成は、第1段階と同様です。

(2) 対応事項及び担当部署

大学等が対応を要請される事項は、文部科学省行動計画において、発生段階に応じて定められています。

本学では、これを踏まえて、大学として対応する事項と担当部署を、下表のとおり、発生段階に応じて明確化しています。

感染症等の発生、感染は、いつ起こっても不思議ではない状況と言われており、発生した場合には、関係部課と部局等が緊密に連携する必要があることから、役員や部局等の長のみならず広く教職員が目を通し、念頭に入れておく必要があります。

【海外発生期】

対 応 事 項	担当部署
① 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での感染症等の症状や予防のために必要な留意事項等についての情報、海外での拡大に関する情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。また、文部科学省及び地方公共団体の保健衛生部局等への必要な情報提供を行う。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課長、保健管理センター、各部局等
② 日本国内で発生した場合に備え、学内の連絡網や対応方針等について十分に確認しておく。	総務部総務課、各部局等
③ 当該地域で発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。	総務部総務課、附属病院
④ 患者発生国・地域への海外旅行等については、感染症等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討の必要性について検討し、学生や教職員に周知する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課、各部局等
⑤ 感染症等の発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、より一層冷静な対応をとるよう周知する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課、各部局等
⑥ 海外渡航中の学生及び教職員との連絡体制を確保し、安否確認を行う。	総務部総務課、人事課、学生部国際事業課、各部局等
⑦ 学生及び教職員を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、帰国等の必要性及び留学の自粛等の必要性について検討し、適切な指導を行う。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、国際事業課、各部局等
⑧ 海外から帰国した学生及び教職員、海外から留学してきた全外国人学生について、感染症等の症状を呈した場合には、ただちに「帰国者・接触者外来」を受診するようあらかじめ指導する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、国際事業課、各部局等

【国内発生早期または国内感染期で地域未発生期または地域発生早期】

対応事項	担当部署
① 文部科学省等から示される情報、感染症等の発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、感染症等についての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をするよう指導を徹底する。また、文部科学省及び地方公共団体の保健衛生部局等への必要な情報提供を行う。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
② 学生や保護者に対しては、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られた場合には、医療機関等に相談するよう指導する。	総務部総務課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
③ 予防のためには、全国において、できるだけ人混みを避けるとともに、咳エチケットや手洗いの励行を指導する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
④ 発生地域以外においても、感染症等が発生した場合に備え、各大学等が国及び地方公共団体の保健部局からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておく。	総務部総務課、附属病院
⑤ 学生や教職員に感染症等の患者が発生した場合、国内発生早期には感染症法に基づき入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体からの感染症法に基づく要請に対し、速やかに協力するよう要請する	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課、各部局等
⑥ 特に、学生に感染症等の患者が発生した場合には、国及び地方公共団体から発表される情報を踏まえ、出校停止等の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。	総務部総務課、学生部教務課、保健管理センター
⑦ 学生や教職員に感染症等の患者が発生した場合には、大学等の全体又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑧ 患者又は患者と接触した者が関係する地域においては、大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて必要に応じ検討する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑨ 大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合は、その範囲や期間等について、ウイルスの感染力・病原性等様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑩ 学生の出校停止等や大学等の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑪ 海外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知する。	総務部総務課、人事課、学生部国際事業課、保健管理センター、各部局等

3 感染症の集団発生

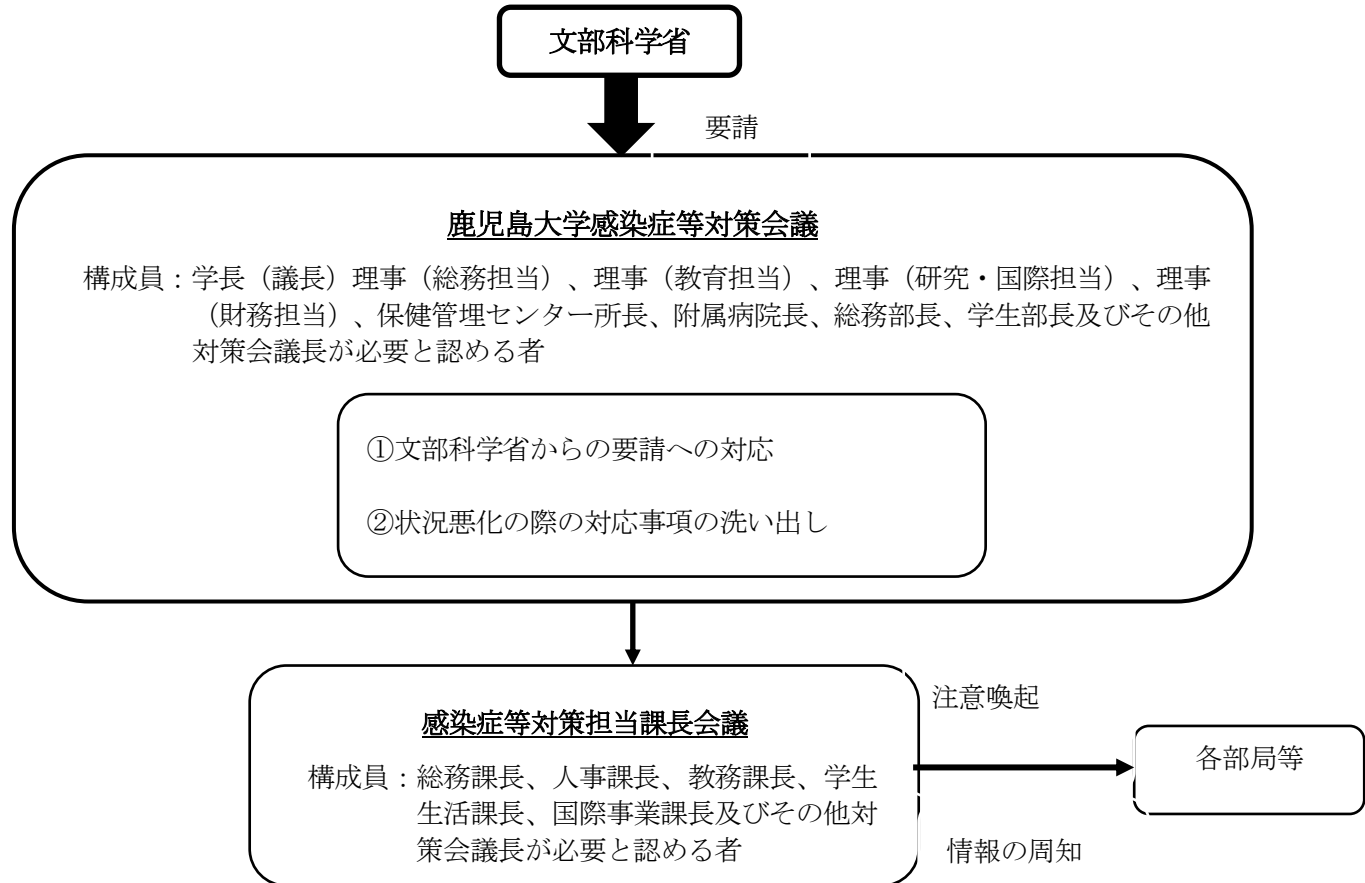
⑫ 外出の自粛が勧告された場合は、その趣旨の周知を徹底する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑬ 海外渡航中の学生及び教職員との連絡体制を確保する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課、各部局等
⑭ 学生及び教職員を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。	総務部総務課、人事課、学生部国際事業課、各部局等
⑮ 海外から帰国した学生及び教職員、海外から留学してきた全外国人学生について、感染症等の症状を呈した場合には、ただちに「帰国者・接触者外来」を受診するようあらかじめ指導する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課、各部局等

【地域感染期または小康期】

対応事項	担当部署
① 第1波の到来に際し、政府から「非常事態宣言」が発令される場合があり、大学等の閉鎖を行い、極力外出を控えることと併せて、閉鎖期間中の各大学等と学生との連絡方法を明確にし、閉鎖期間中の学生生活について十分な指導を行う。また、文部科学省及び地方公共団体の保健衛生部局等への必要な情報提供を行う。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課、保健管理センター、各部局等
② (第1波後の小康期においては、) 文部科学省及び各部局等との連携体制を再度確認する。	総務部総務課
③ (第1波後の小康期においては、) 文部科学省等からの通知等を踏まえ、学生や教職員が感染症等であると疑われる症状を呈した場合や感染が確定した場合の対応等について、第2波の到来に備え十分に周知を行う。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、国際事業課、保健管理センター、各部局等
④ 海外渡航等については、政府からの指示を踏まえ再検討するよう周知する。	総務部人事課、学生部学生生活課、国際事業課、各部局等
⑤ (第1波の到来に際し、政府から「非常事態宣言」が発令される場合があり、) 引き続き、留学中の全日本人学生との連絡体制を確保し、安否確認を行う。	学生部国際事業課、各部局等
⑥ 学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、留学中の学生に対して帰国等の対応を含め、適切な指導を行うとともに、留学予定の学生の派遣については、自粛を含め、再検討させる。	学生部国際事業課、各部局等
⑦ 海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、感染症等の症状を呈した場合には、ただちに医療機関等を受診するようあらかじめ指導する。	学生部国際事業課、各部局等

感染症の集団発生（新型インフルエンザ等）時の対応

【第1段階】（海外発生期の段階）



【第2段階】（国内発生早期の段階）

